

○ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの

区分	☐ 新規 ☒ 再提案 (H27・8・20 第137回総会；須坂市)																				
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他 ()	分野	☐ 総務文教 ☒ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設																		
要望先	☐ 国 担当省庁 ☒ 県 担当部局 県民文化部 ☐ その他 名 称																				
件名	2 待機児童発生時における保育室等の居室面積基準の緩和について																				
提案市	須坂市																				
提案要旨	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令（平成23年9月2日厚生労働省令第112号）により、標準となっている保育所に係る居室の床面積基準の要件を、三大都市圏の一部だけではなく待機児童が発生している、または発生の恐れのある市町村でも一時的に適用できるように長野県が国家戦略特区へ申請することを要望する。																				
提案理由	現在三大都市圏の一部に限り、待機児童解消までの一時的措置として実施されている、居室面積に関する基準に係る規定を「標準」としている措置を、長野県の特区申請により県内の市町村へ適用することで、待機児童の発生防止・減少が可能となるもの。																				
現況及び課題等	「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月からスタートし、保育所への入所基準が緩和され保育所への入所が容易になったことや、共働き世帯の増加等により3歳未満児の受入れが増加している。 待機児童対策として、保育所施設整備には少なくとも数年の期間がかかり、時機を逸しては保護者のキャリアを断念せざるを得ない状況を生じ、将来に渡っての生産性に大きな影響を与える。 また、施設整備を進めるとしても、少子化の進行により将来的には入所児童数の減少が確実な中での新規施設整備は不合理と考える。 ● 保育室の床面積基準の例 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th><th>従うべき基準</th><th>標準 (地域の実情に応じた基準)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">長野県</td><td>乳児室</td><td>1.65㎡以上/1人</td><td>-----</td></tr> <tr> <td>ほふく室</td><td>3.3㎡以上/1人</td><td>-----</td></tr> <tr> <td rowspan="2">参考：横浜市</td><td>乳児室</td><td>1.65㎡以上/1人</td><td>1.65㎡以上/1人</td></tr> <tr> <td>ほふく室</td><td>3.3㎡以上/1人</td><td>1.65㎡以上/1人</td></tr> </tbody> </table>					従うべき基準	標準 (地域の実情に応じた基準)	長野県	乳児室	1.65㎡以上/1人	-----	ほふく室	3.3㎡以上/1人	-----	参考：横浜市	乳児室	1.65㎡以上/1人	1.65㎡以上/1人	ほふく室	3.3㎡以上/1人	1.65㎡以上/1人
		従うべき基準	標準 (地域の実情に応じた基準)																		
長野県	乳児室	1.65㎡以上/1人	-----																		
	ほふく室	3.3㎡以上/1人	-----																		
参考：横浜市	乳児室	1.65㎡以上/1人	1.65㎡以上/1人																		
	ほふく室	3.3㎡以上/1人	1.65㎡以上/1人																		
法令関係	児童福祉法第45条第2項、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 同 附則第四条の基準を定める省令、同 附則第四条の厚生労働大臣が指定する地域（平成二十三年九月二日厚生労働省告示第三百十四号）																				